

学生の新型コロナウイルス感染に関する対応フロー

新型コロナウイルス感染症は「学校において予防すべき感染症」に指定されており以下の1～3に該当する場合は「出校停止」となります。

1 以下のような症状がある場合

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②重症化しやすい方（高齢者、基礎疾患等がある方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合

2 感染者・濃厚接触者との接触がある場合

- ①感染者・濃厚接触者との接触があった場合

3 外国から帰国・来日後14日間が経過していない場合

- ①症状の有無に関わらず海外からの帰国・来日後14日間が経過していない場合

1

2

3

居住地の都道府県に設置されている「相談センター（行政により名称が変更）」に相談してください。

厚生労働省HPで連絡先を確認

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

大学への速やかな連絡と体調管理

症状を確認後、または濃厚接触の可能性が判明した日に速やかに「帰国者・接触相談センター」に相談し大学の所属学部教務課にも電話またはメールで連絡してください。

大学への速やかな連絡と体調管理

症状の有無に関わらず、海外から帰国・来日後14日間は速やかに所属学部教務課まで電話またはメールで連絡の上、自宅待機し検温等、自身の健康観察を行ってください。

受診の必要あり

受診の必要なし

地域の診療所（かかりつけ医）  
電話相談のち指示に従う

出校前に相談結果を速やかに所属学部教務課まで電話またはメールで報告

帰国・来日後14日間以内に1・2に該当する場合

1または2のフローに沿って対応してください

症状が出ずに14日間が経過した場合

出校前に必ず健康観察結果を所属学部教務課に報告してください。

陽性の場合

陰性の場合

医療機関の指示に従ってください。  
必ず所属学部教務課に受診結果を報告してください。併せて治療経過を適宜報告してください。

所属学部教務課に受診結果を報告し、無症状かつ医療機関から感染の恐れがないと判断されるまでは自宅待機をしてください。